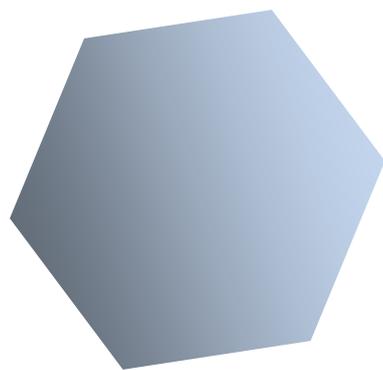


枚方市 市民企画イベント 促進支援制度

令和8年度事業
募集のご案内



特色ある芸術文化に関する創造活動を 支援する「枚方市市民企画イベント促進支援制度」 ～令和8年度の支援事業を募集します～

1. 支援の内容

市民が企画する広く市民を対象とする文化芸術にかかる事業を対象にした事業を支援します。

① 補助金

枚方市市民企画イベント促進事業実施要綱に基づき、資金を補助します。補助金額は、人件費その他の恒常的な運営費を除く補助対象経費の2分の1とし、事業完了後に補助します（30万円を限度）。但し、収入金等が補助対象経費の2分の1を超える場合は、補助対象経費から収入金等を控除した額とします。

補助対象となる経費及びその上限

費目	内訳(参考例)
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、出演料(交通費込み)
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、調律料、楽器借料
設営費	会場設営費、会場撤去費
会場費	会場使用料、会場付帯設備使用料、駐車場代
舞台費	音響費、照明費、舞台美術費、大道具費、小道具費、衣装費、舞台スタッフ費、メイク費
運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費
謝金	講師指導料(交通費込み)、 応援スタッフ謝金 ※前日当日従事者に対し、1日1,000円以内
宣伝費	広告宣伝費(新聞、雑誌等)、立て看板費、入場券販売手数料
印刷費	プログラム費、チラシ・ポスター印刷費、入場券印刷費、台本印刷費
通信費	案内状等送付料
記録費	録画費、録音費、写真費 ※当該活動の成果として記録するものに限る(記録媒体の購入費を除く)
保険料	イベント保険料(必須)
材料・消耗品費	紙代、絵具等の材料代、消耗品費

*入場料、参加料等の収入額は計上しなければなりません。入場料の予算は、過去の実績で算定して下さい。実績が会場定員の7割に満たない場合は、当該定員の7割に相当する人数としま

す。また、体験型事業で参加料を徴収する場合は、10人以上の参加人数を乗じて得た額とします。

*事業実施の結果、実施申請の際の対象経費・入場料等収入などに変動が生じた場合においても、資金補助の額は、それぞれの費目について支援決定の際に承認した額の範囲内において決定します。

*申請の際に補助対象経費であると判断された場合であっても、同一の団体や個人から複数の費目にまたがる請求を受けているなど、用途の詳細が不明確な経費が発生した場合は、支援対象外となる場合があります。

*補助対象経費は審査委員会が事業実施に必要であると判断した経費になります。

*補助金の対象となる経費はいかなる経費であっても、支援決定日以降に支出した経費が対象となります。

<対象外経費> 以下は一例です。

賞金・賞品代など、航空・列車運賃の特別料金など、職員給与・主催団体内の出演・講師謝礼^④など、事務機器・事務用品等の備品購入費など、交際費・接待費・飲食費など、人件費など恒常的な運営経費

④主催団体の構成員が属する他団体名で出演料等の経費を請求することも認められません。

*補助対象となるか不明な経費がある場合は、適宜、ご相談ください。

② 施設確保

事業当日(展示会等の開催は連続6日を限度)及び前日準備に使用する施設を確保します。2回まで。

*支援対象事業にかかる練習、作品の制作等の施設利用については対象外です。

対象施設(施設使用料の減免制度あり)

南部生涯学習市民センター・菅原生涯学習市民センター・津田生涯学習市民センター・牧野生涯学習市民センター・御殿山生涯学習美術センター・さだ生涯学習市民センター・楠葉生涯学習市民センター・枚方公園青少年センター・教育文化センター

- * 展示等を主たる業務として貸している施設以外の展示会は原則として認めません。
- * 設備使用料は減免対象となりません。補助対象経費として計上してください。
- * 総合文化芸術センターおよび生涯学習交流センターについては、本制度の利用による減免は行っておりません。支援決定日以降に支出された経費で、総合文化芸術センターおよび生涯学習交流センターの使用に係る会場使用料、設備使用料は補助対象経費として計上してください。
- * 経費については、可能な限り現金もしくは口座振替でお支払いください。商品券・ギフトカード・金券・ポイント・QRコード決済等で支払った経費は補助対象外経費となります。

③ 広報活動

「広報ひらかた」の掲載など広報宣伝活動を支援します。申請者が支援事業を周知する印刷物を作成する場合は、枚方市が共催する旨及び、枚方市市民企画イベント促進事業と明記するとともに、印刷する前に文化生涯学習課に確認すること。

2. 対象

市内在住者が主体あるいは対象となる事業で、令和8年度中（令和8年6月1日から令和9年3月31日まで）に実施する次のいずれかに該当する事業。

- ①鑑賞型事業・・・各種芸術の鑑賞
- ②体験型事業・・・自ら参加、体験する事業
- ③その他事業・・・審査委員会が特に認めた事業

3. 要件

申請にあたっては、次の各号の全てを満たすことが要件となります。

- ① 市内を拠点に活動し、一定の活動実績がある団体が主催する事業であること。
 - * 活動拠点を市内に有していること。
 - * 構成員の半数以上が枚方市内に在住・在職・在学の市民であること。
- ② 趣旨、事業内容が本制度の目的に沿い、実施が確実である事業であること。
 - * 特色ある芸術文化に関する創造活動であり、運営等に問題がないこと。
- ③ 市内で行われ、広く市民を対象に一般公開される事業であること。
 - * 事業を行う会場は市内であること。
- ④ 会員制でない事業であること。

- * 事業に参加したり、鑑賞したりする際に事業主体である団体等の会員になることが条件ではないこと。

⑤ 各申請者においてイベント保険加入すること。

⑥ 1団体につき1事業のみの申請であること。

- * 申請団体の構成員および関係者が複数の団体に重複している場合、いずれかの1団体のみの申請となります。

⑦ 前年度に支援を受けた団体の関係者が所属する団体（関係団体含む）でないこと。

4. 対象とならない事業

- ① 予算計画に申請事業以外の費用（年間の運営費など）が含まれているもの
- ② 芸術分野の創造以外（環境保護、教育、福祉など）に主眼が置かれているもの
- ③ 一般への公開を前提としないもの
- ④ お稽古や教室的なもの
- ⑤ 特定の流派を広めるに過ぎないもの
- ⑥ 卒業記念発表会等に過ぎないもの
- ⑦ 企画全体が商行為と密接に結びついているもの
- ⑧ 特定の宗教や政治団体に奉仕する事業
- ⑨ 趣味の域を超えない事業
- ⑩ 事業の全部又は大部分を申請団体以外の同一の団体や個人が実施するもの

5. 提出書類

●申請時

補助金交付申請書（様式第1号）
事業計画書（様式第2号）※
予算書（様式第3号）
会場確保申請書（様式第4号）

※会員名簿・役員名簿並びに活動実績がわかるパンフレット等

●事業完了時

事業完了報告書（様式第5号）
成績報告書（様式第6号）
決算書（様式第7号）
補助金交付請求書（様式第8号）
領収書、請求書等の収支が分かる資料（写しも可）

●事業計画変更時

事業計画変更届出書（様式第9号）

●申請取下げ時

申請取下げ書（様式第10号）

申請書の提出にあたっては、必ず団体代表者の同意を得た上で提出してください。同意を得ていない申請書の受付はできません。

（裏面に続きます）

6. 受付期間及び場所

応募者は、令和8年3月9日（月）から3月30日（月）までに、所定の申請書類に必要事項を記入し、事前に連絡の上、文化生涯学習課まで持参してください。〈市役所別館3階〉

※申請書等の提出資料は、審査会における審査資料として使用します。活動実績、事業内容や過去のイベントについての資料がある場合は申請書に添付し、事前に提出をしてください。審査会当日に、追加資料を提出することはできません。

7. 申請・審査・補助までの流れ

申請書類を事務局へ提出・事務局によるヒアリング 受付期間:3月9日(月)~3月30日(月)

枚方市市民企画イベント促進事業実施要綱に基づく各種申請書類の提出を受け、事務局によるヒアリングを行います。

審査

審査委員会において提出書類およびプレゼンテーションの内容により、特色性、自主性、公益性、資金の妥当性、実現性等を審査します。プレゼンテーションでは、申請者から事業内容の説明（5分程度）をしていただいた後、審査委員から質疑があります。日時は令和8年4月30日（木）午後を予定しています。（開催時間等は後日通知します。）なお、プレゼンテーションに出席されない場合は、提出書類のみで審査を行うこととなります。

支援事業の決定

審査結果は、5月下旬（予定）までに通知します。審査結果によっては、支援内容が制限される場合があります。

会場確保・広報活動支援

事業実施

報告書等の提出

※報告書等は、事業完了後2週間以内又は3月末日のいずれか早い期日までに提出してください。

補助金交付

8. その他注意事項

- * 提出された書類は原則として返却できません。
- * 資金補助の額は、予算の範囲内で決定されるので希望額全てを満たすとは限りません。
- * 資金補助については、審査段階では予定額を決定し、予算の議決後に交付決定します。
- * 事業完了後は領収書、請求書等の収支が分かる資料（写しも可）を必ず提出してください。領収書がない場合は補助金の対象外とします。また、使途が不明確な費用や本事業の実施に直接関係のない費用についても、領収書の有無に関わらず補助金の対象外とします。
- * 提出された書類に虚偽の記載があることが発覚した場合には支援の決定を取り消す場合がございますので、ご注意ください。

● 問い合わせ

枚方市観光にぎわい部 文化生涯学習課

〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20

Tel.072-841-1409(直通) Fax.072-841-1278

※受付:9:00-17:30(土・日・祝日を除く)